

議案第89号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、町道施設の不備により発生した交通事故による、損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月10日

三朝町長 吉田秀光

1 和解及び損害賠償の相手方

甲 倉吉市金森町1番地

長石小百合

乙 倉吉市下余戸123番地6

伊崎まゆみ

2 和解の要旨

町は維持管理に不備があったとし、損害賠償金326,510円を甲に、53,513円を乙にそれぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成19年7月10日

(2) 事故発生場所

三朝町大字三朝199番地6（三朝美術館前）

(3) 事故の状況

町道恋谷線横断溝に落葉や砂が詰まっていたため、降雨により鋼製グレーチング蓋2枚がはずれた。そこに、甲及び乙が運転する軽自動車が通行し、双方とも右側前輪等が破損した。甲については、身体への衝撃があったため、病院で診察を受けた。